

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人日本通信販売協会（以下「本協会」という。）定款第17条の規定に基づき、常勤役員の報酬の支給について定めることを目的とする。

(役員報酬の意義)

第2条 この規程における役員報酬とは、本協会が役員に対し、役員としての業務の対価として支払うものをいう。

(報酬の額と支給)

第3条 役員報酬は、年額1200万円を限度とし、会長はその者の職務実績及び本協会の経営状況に応じ限度額の範囲において、月額報酬及び賞与を定め、職員給与規程に定める職員の給与及び賞与の支給基準に準じて支給する。

2 使用人兼務役員の報酬は、その兼務の状況によって第3条1項の役員報酬の限度を超えない範囲で、役員報酬と使用人給与に区分して支給する。ただし、特に区分の必要がないと認められるときは、使用人給与として支給することができる。

(役員報酬の控除)

第4条 所得税、社会保険料等の控除及び本人から申し出のあった立替金、積立金等は、毎月の報酬から控除して支給する。

2 月の途中で役員に就任したとき、又は月の途中で役員を退任したときあるいは死亡したときは、報酬は日割り計算で行うものとする。

(通勤手当の取り扱い)

第5条 役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(補 則)

第6条 この規定にあるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年9月10日から施行する。